

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改訂 する特例の延長について (厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い報酬が著しく下がった従業員の健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定できるようにする特例について、この度、2021年4月から7月までの間に報酬が著しく低下した方も対象となるよう、その期間が延長されました。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

## ○厚生労働省

- ・ [特例の概要 \(チラシ\)](#)

## ○日本年金機構

- ・ [手続きや申請書類等](#)